

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立さつき野コミュニティセンターの使用の許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則第8条	
所 管 課	美原区役所	企画総務 課
審 査 基 準	<p>(根拠条文)                      使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前3日までに、堺市立さつき野コミュニティセンター使用許可変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>○ 規則第8条に基づき審査する。                      (基準)                      (1) 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用の許可の変更を承認することができる。                      (2) (1)にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故帰することができない事由があった場合において、使用の許可を変更してセンターを使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。</p> <p>(備考)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3日
	標準処理期間を設定できない理由	